

佐用町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（素案） に関する住民等の意見募集について

◇ 募集の趣旨

町では、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間を計画期間とする「佐用町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画」を策定します。

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保など、高齢者福祉に関する施策を定める計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込みなどを定める計画です。高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体のものとして策定します。

また、本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に規定する「市町村認知症施策推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置付けます。

町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、介護保険運営協議会における協議、関係機関からの意見及び各種調査の結果などを踏まえ、「佐用町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（素案）」を作成しました。

この計画素案について、皆さんから幅広くご意見・ご提案をいただき、計画策定及び今後の高齢者施策の参考とするため、次のとおり意見を募集します。

◇ 意見募集の対象者

- 1 町内に住所を有する方
- 2 町外に住所を有する佐用町の介護保険被保険者
- 3 町内の介護保険サービス事業所を運営する法人その他の団体又は当該事業所に勤務する方

◇ 公開する資料

佐用町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（素案）

◇ 資料の閲覧方法

次のとおり資料を閲覧できます。

【閲覧場所】

佐用町役場高年介護課

上月支所・南光支所・三日月支所・三河出張所

佐用町公式ホームページ (<http://www.town.sayo.lg.jp>)

【閲覧時間】

午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

※ 町公式ホームページでは、意見募集期間中は随時閲覧できます。

◇ 意見募集期間

令和 8 年 10 月 14 日（水曜日）から令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）まで

◇ 意見の提出方法及び提出先

別紙「意見提出書」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- 1 持 参：佐用町役場高年介護課、上月支所、南光支所、三日月支所又は三河出張所へご持参ください。

- 2 郵 送：〒679-5380 佐用町佐用 2611 番地 1
佐用町役場高年介護課 高年介護室 宛て
- 3 F A X：0790-82-0144 佐用町役場高年介護課 高年介護室 宛て
- 4 電子メール：kaigo@town.sayo.lg.jp 佐用町役場高年介護課 高年介護室 宛て
※ 電子メールの件名は、「佐用町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（素案）に関する意見」としてください。
※ 郵送の場合は、令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）必着とします。

◇ 様式について

別紙「意見提出書」をご利用ください。

- 1 氏名（法人・団体の場合は名称及び担当者名）、住所（法人・団体の場合は所在地）、電話番号、意見の対象箇所（ページなど）、意見の内容及びその理由を記入してください。町外に住所を有する方で、町内の介護保険サービス事業所に勤務する方は、勤務先名も記入してください。
- 2 案件名は「佐用町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（素案）について」としてください。

◇ 意見の提出に当たっての留意事項

- 電話又は口頭によるご意見は受け付けません。
- いずれの方法の場合も、「佐用町高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（素案）」に対する意見であることを明記してください。
- 上記「様式について」の事項を明記してください。記載がない場合は、意見として取り扱えないことがあります。
- ご記入いただいた個人情報等は、この意見募集に関する事務以外の目的には利用しません。
- ご意見は、日本語で記載してください。日本語以外で記載する場合は、日本語訳を添付してください。
- この手続は、計画素案に対する具体的なご意見を募集するものであり、賛否のみを問うものではありません。
- 提出されたご意見は、介護保険運営協議会に報告し、計画案の検討に活用します。

◇ 提出されたご意見への対応について

- 提出されたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見の概要及びこれに対する町の考え方を、後日、町公式ホームページで公表します。
- 同趣旨又は類似するご意見は、まとめて公表する場合があります。
- 賛否のみを示したご意見、趣旨が不明確なご意見又は計画素案と直接関係のないご意見については、町の考え方をお示ししない場合があります。
- 個々のご意見に対する直接又は個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- 意見募集結果の公表に当たっては、氏名、住所、電話番号、法人・団体名、所在地、担当者名、勤務先名などは公表しません。

◇ 問い合わせ先

佐用町役場高年介護課 高年介護室
〒679-5380 佐用町佐用 2611 番地 1
電 話：0790-82-2079
F A X：0790-82-0144